

中学校卒業前
までのお子さんを
持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わります 申請をお忘れなく!!

(これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、すべての方が申請が必要です。)

10月分からの支給額は以下のように変わります。

〔手当の月額〕(平成23年10月分～平成24年3月分)

- ・0歳～3歳未満 … 15,000円(一律)
 - ・3歳～小学校修了前… 10,000円
(第3子以降は15,000円)
 - ・中学生 … 10,000円(一律)
- ※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

また、これまでと支給対象となる方が変わる場合があります。

申請が必要です

10月分からの子ども手当を受けるためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受給されていた方も含め、**対象のお子さんを持つ全ての方は、役場福祉課又は各地域振興センターへ申請をしてください。**
(※公務員の方は勤務先へ申請)

○申請書類は対象と思われる方へ10月中に送付いたします。

平成24年3月までに申請をすれば10月分からの手当を受け取ることができます。



ご注意ください!
ください!

以下の方は速やかに申請してください。
(平成24年3月までに申請しても遡って受け取れません。)

・10月以降に他の市町村へ転居した方

転出した日(転出予定日)の翌日から、数えて15日を経過するまでに申請が必要。

・10月以降にお子さんが生まれた方

お子さんが生まれた日の翌日から数えて15日を経過するまでに申請が必要。

詳しくは鏡野町役場福祉課へお問い合わせください。

お問い合わせ先

鏡野町役場 福祉課 福祉係
電話(0868)54-29806

☆子ども手当 一問一答

Q1 子どもが児童福祉施設などに入所している場合は、子ども手当はもらえますか?

A1 お子さんが児童福祉施設などに入所している場合は、原則として入所している施設の設置者等が子ども手当を受け取ることになります。

Q2 保育料や給食費などを子ども手当から差し引くことができますか?

A2 市町村の判断により、10月からは、子ども手当から保育料を差し引くことが可能となりました。
また、同意していただいた方については、給食費などを差し引いて子ども手当を支給することができます。